

政 令

児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年六月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第八十六号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。
第四十五条の二中「及び金沢市」を「、金沢市及び明石市」に改める。

省

令

○国土交通省令第四十九号

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十一号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行に伴う船員法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行に伴う船員法施行規則等の一部を改正する省令（船員法施行規則の一部改正）

第一条 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(航海日誌)

第十一条 (略)

② 航海日誌には、航海の概要を第四表に記載するほか、次に掲げる場合にあつては、その概要を第五表に記載しなければならない。

一 〇二十一 (略)

二十二 国際航海に従事する船舶が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一の五に掲げる南極海域又は北極海域に入域し、若しくは当該海域から出域するとき又は当該海域において海水の密接度が変化するとき。

③・④ (略)

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(許可、認可、措置等の効力)

2 この政令の施行の際現に効力を有する都道府県知事又は都道府県が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「都道府県知事等」という。）が行った許可、認可、措置等の処分その他の行為又は現に都道府県知事等に対して行っている許可、認可、措置等の申請その他の行為で、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後児童福祉法施行令第四十五条の三及び児童虐待の防止等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十二号）第二条の規定により、この政令による改正後の児童福祉法施行令第四十五条の二に規定する市（以下「児童相談所設置市」という。）の市長又は児童相談所設置市が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「児童相談所設置市の市長等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、当該児童相談所設置市の市長等が行った許可、認可、措置等の処分その他の行為又は当該児童相談所設置市の市長等に対して行った許可、認可、措置等の申請その他の行為とみなす。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

国土交通大臣 石井 啓一

(航海日誌)

第十一条 (略)

② 航海日誌には、航海の概要を第四表に記載するほか、次に掲げる場合にあつては、その概要を第五表に記載しなければならない。

一 〇二十一 (略)

(新設)

③・④ (略)